○金融庁告示第八十号

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第七十一号）の施行に伴い、並びに保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第六十九条第七項、第七十条第六項、第百五十条第七項及び第百五十一条第六項の規定に基づき、保険業法施行規則第六十九条第七項等の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準を定める件（平成十年大蔵省告示第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月二十三日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金の積立基準） **第二条の二**　保険業法施行規則（以下「規則」という。）第六十九条第六項第一号の二、第七十条第五項第一号、第百五十条第六項第一号の二及び第百五十一条第五項第一号に掲げる危険準備金（以下「危険準備金Ⅳ」という。）は、生命保険会社にあっては、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ当該各号に掲げる額の合計額以上を積み立てるものとし、損害保険会社にあっては、次の第一号に掲げる額を積み立てるものとする。 一　ストレステスト（別表第一のストレステストをいう。第四条の二及び第六条において同じ。）の対象とするリスク　第四条の二第一号において得られた額から前事業年度末の当該リスクの積立残高の額を控除して得た額（負値となる場合は零とする。） ［二～五　略］ （予定利率リスクに備える危険準備金の積立基準） **第三条**　規則第六十九条第六項第二号、第七十条第五項第二号、第百五十条第六項第二号及び第百五十一条第五項第二号に掲げる危険準備金（以下「危険準備金Ⅱ」という。）は、予定利率リスク相当額の増加額及び利差益に百分の五を乗じて得た額の合計額以上を積み立てるものとする。 ２　前項に規定する「予定利率リスク相当額」とは、責任準備金の予定利率ごとに、当該予定利率を別表第二に掲げる予定利率の区分により区分し、それに当該区分のリスク係数の欄に掲げる率を乗じて得られた数値を合計し、その得られた合計値を、当該予定利率の責任準備金残高に乗じた額の合計額をいう。 （危険準備金Ⅳの積立限度） **第四条の二**　危険準備金Ⅳの積立ては、生命保険会社にあっては、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ当該各号に掲げる額の合計額を限度とし、損害保険会社にあっては、次の第一号に掲げる額を限度とする。 一　ストレステストの対象とするリスク　原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに別表第一の表に掲げる区分に基づき算出した額 ［二～五　略］ （危険準備金Ⅱの積立限度） **第五条**　危険準備金Ⅱの積立ては、予定利率リスク相当額及び責任準備金の金額に百分の三を乗じて得た額の合計額を限度とする。	（第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金の積立基準） **第二条の二**　［同上］ 一　ストレステスト（別表のストレステストをいう。第四条の二及び第六条において同じ。）の対象とするリスク　第四条の二第一号において得られた額から前事業年度末の当該リスクの積立残高の額を控除して得た額（負値となる場合は零とする。） ［二～五　同上］ （予定利率リスクに備える危険準備金の積立基準） **第三条**　規則第六十九条第六項第二号、第七十条第五項第二号、第百五十条第六項第二号及び第百五十一条第五項第二号に掲げる危険準備金（以下「危険準備金Ⅱ」という。）は、規則第八十七条第二号又は第百六十二条第二号に掲げる額の増加額及び利差益に百分の五を乗じて得た額の合計額以上を積み立てるものとする。 ［項を加える。］ （危険準備金Ⅳの積立限度） **第四条の二**　［同上］ 一　ストレステストの対象とするリスク　原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに別表の表に掲げる区分に基づき算出した額 ［二～五　同上］ （危険準備金Ⅱの積立限度） **第五条**　危険準備金Ⅱの積立ては、規則第八十七条第二号又は第百六十二条第二号に掲げる額及び責任準備金の金額に百分の三を乗じて得た額の合計額を限度とする。